

仮想空間を活用した気候変動対策普及啓発業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、中長期的に気候変動対策に取り組んでいます。

気候変動問題は、社会経済活動、地域社会、県民生活全般に深く関わり、また、将来世代にわたって大きな影響を及ぼすことから、ネット・ゼロ(温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態)の生活やまちづくりを体験できる仮想空間を開発し、こどもたちを中心に遊びの要素を取り入れながら、気候変動対策の普及啓発を図ります。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

1 事業名

仮想空間を活用した気候変動対策普及啓発業務委託

(1) 事業の趣旨・目的

気候変動問題は、社会経済活動、地域社会、県民生活全般に深く関わり、また、将来世代にわたって大きな影響を及ぼすことから、将来世代を対象とした普及啓発は不可欠である。

具体的には、こどもたちを対象としたネット・ゼロの生活やまちづくりを体験できる仮想空間を開発し、それを活用した気候変動対策の普及啓発を実施する。

(2) 事業内容

別添「仮想空間を活用した気候変動対策普及啓発事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 見積上限額

21,978千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

提案できる者は、次の要件を全て満たす者又は複数の者が共同する共同企業体とする。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (8) 国税及び都道府県税について滞納がないこと。
- (9) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、本プロポーザルに参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書等により確認できること。
- (11) 共同企業体で応募する場合は代表する者を定めること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 8 年 6 月 8 日（月）から
プロポーザル参加表明及び質問期限	令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時まで
質問への回答期日	令和 8 年 6 月 23 日（火）17 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時まで
選定委員会	令和 8 年 7 月 10 日（金）
選定結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。

4 プロポーザル参加表明及び質問の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、下記によりプロポーザル参加表明書（様式 2）を提出すること。なお、参加表明書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。また、プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式 1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時（必着）

(2) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（担当：櫻谷）

TEL 073-441-2674（直通）

E-mail e0320003@pref.wakayama.lg.jp

（３）提出方法

電子メールにより期限内に提出し、必ず電話にて受付確認を行うこと。

なお、提出期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けない。

（４）回答

質問に対する回答は、令和８年６月２３日（火）１７時までに和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公開する。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

５ 企画提案書等の提出

（１）提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を必要部数提出すること。書類はすべてA4サイズとすること。

① 企画提案申請書（様式３）・・・１部

② 企画提案書（任意様式）・・・７部

別紙業務委託仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等を示し、確実かつ効率的に進めるための方針を提案すること。
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデアを提案すること。
- ・本業務の実施にあたり、プロポーザル参加者及び業務責任者のアピールできる資格・実績・経験等を記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。

③ 誓約書（様式４）・・・１部

④ 見積書（様式５）・・・１部

- ・別紙として、金額の内訳書を必ず添付すること。（任意様式）
- ・宛名は「和歌山県知事」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は、１．（３）の見積上限額を超えないこと。

⑤ 業務実績表（様式６）・・・１部

⑥ 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）・・・１部

- ⑦ 定款又は寄付行為の写し・・・1部
- ⑧ 法人登記事項証明書・・・1部
- ⑨ 印鑑登録証明書・・・1部
- ⑩ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類・・・1部
- ⑪ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
・・・1部（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
- ⑫ 和歌山県税に未納がない旨の証明書・・・1部
（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
但し、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、必要としない。
- ⑬ 共同企業体（JV）にあつては、共同企業体協定書の写し・・・1部

(2) 提出期限 令和8年6月26日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（担当：櫻谷）

TEL 073-441-2674（直通）

E-mail e0320003@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

郵送により(2)の提出期限内に提出し、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ただし、(1)②企画提案書及び(1)④見積書については、電子メールでも提出すること。

ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

①企画提案書等の作成及び提出に要する経費はプロポーザル参加者の負担とする。

②提案のあった企画提案書等は返却しない。

③一旦提出された企画提案書等の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

④和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類の「6 情報処理」）を有する者については、「和歌山県役務の契約等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)の⑦から⑫までの提出書類を当該書類に代えることができる。

6 審査・選定方法等

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

- ① 実施日：令和8年7月10日（金）
- ② 実施時間・場所：別途通知する。
- ③ 実施方法：対面またはオンライン
- ④ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：40分以内
プレゼンテーション 15分以内
選定委員からの質疑 25分程度
- ⑤ 注意事項：
 - ・プレゼンテーション参加者は、1提案者あたり3名までとする。
 - ・企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施する。
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
 - ・実施方法等を変更する場合は、提案者に事前に通知する。
 - ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙の審査基準に基づき数値（得点で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要とする評価項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の決定

各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を契約候補者として選定する。また、評価点が同点の場合は、各審査委員の協議により決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公表します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

- ①契約候補者の名称及び評価点
- ②次点以下の者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

(6) その他

- ①書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続きを行う。
- ②応募申請後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式7）を電子メールにより速やかに提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行うこと。
- ③契約候補者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

7 失格事由

以下のいずれかの事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 「2 参加資格」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合
- (4) 企画提案書が本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合
 - ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ② 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行うこと。
 - ③ 契約候補者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。
 - ④ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わなかった場合、または契約候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとする。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

10 書類提出先及び問合せ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（担当：櫻谷）

TEL 073-441-2674（直通）

E-mail e0320003@pref.wakayama.lg.jp